

Editorial

今月号の特集について

高鳥毛敏雄

関西大学社会安全学部 教授

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の流行は、感染症の医療体制とワクチンや医薬品の重要性を認識させてくれました。2号連続企画「シリーズ 公衆衛生と感染症」の第1回目、前号は病院を中心とする医療体制に焦点を当てましたが、本号では医薬品開発と治療医学の最前線をテーマに取り上げました。

近代医学の歴史は、感染症に対するワクチンと医薬品の開発であったことができます。戦後、細菌に対する化学薬や抗生物質の登場により感染症に対処できるようになりましたが、ウイルスに対する医薬品の開発は最近のことです。近年の分子生物学、生命科学、ゲノム医学の進展によりインフルエンザやエイズ、ウイルス性肝炎の治療のために、ウイルスの細胞侵入や増殖の過程の解明が進められ、その過程を阻害・阻止する多種多様の医薬品が開発され実用化されてきていました。COVID-19に対する医薬品（ワクチンを含む）が早期に開発、実用化できたのはこの蓄積があったからといえます。

本特集では、まずワクチンが待望されている結核とHIV/AIDSを含めたワクチン開発の現況について岡村智崇先生らにご解説いただきました。医薬品開発については、長年ウイルス感染症として対策が続けられているHIV/AIDSは山本浩之先生に、ウイルス性肝炎は嘉数英二先生らにご紹介いただきました。また、現代社会で最大のウイルス感染症といえるインフルエンザの医薬品については石田直先生に、現在まさに流行しているCOVID-19の治療については大曲貴夫先生に、そして公衆衛生の役割が大きい細菌感染症の結核の医薬品開発とその治療の最前線については露口一成先生にご執筆いただきました。医薬品が開発されても、乱用すると効かなくなることが問題となっていることから、医薬品の適正使用と使用の考え方の現状と課題について四柳宏先生にご解説いただきました。長い時間をかけて開発された医薬品が臨床で使われるには、開発後に有効性評価や安全性審査のためにさらに長い時間を経る必要があります。こうしたことが世界的に問題とされ、開発された医薬品を条件付き、期限付きなどで迅速に承認して使用できるようにする制度が各国で導入されてきています。COVID-19に対する医薬品承認にもこの制度が使われています。医薬品の承認制度については永井純正先生にご解説いただきました。

感染症法前文の最後には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図る」と書かれています。20世紀の病院と抗生物質の登場が、ややもすると公衆衛生体制の軽視につながってきた感がありましたが、感染症対策には、医療体制、医薬品開発、公衆衛生体制の3つの要素が欠かせないことをCOVID-19が示してくれました。公衆衛生関係者にも、感染症に対する医療体制や医薬品開発の最前線の状況について理解を深めることが求められてきています。2号にわたる企画が皆さんの理解の一助になることを願っています。